

知財法務の勘所 Q & A (第103回)

「事業戦略対応まとめ審査」について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁理士 青木 孝博

あるプロダクトに採用された新規構造とそのビジネスモデルについてそれぞれ特許出願いたします。新規構造の特許出願の審査は比較的順調に進んだものの、ビジネスモデルの特許出願の拒絶理由通知が忘れたころにやってきて、改めてそのプロダクトの仕様について事業部に確認しに行かなければならなかった・・・、そんな経験はないでしょうか？ あるいは、新規事業のビジネスモデルについて特許出願をし、さらにはそのサービス名について商標出願をしたところ、商標出願は比較的早く登録されサービス名を確定させることができたものの、特許出願については審査に時間を要しビジネスモデルをまだ決められないということもあるかもしれません。

このような事態を解消するために、日本の特許庁ではユニークな審査制度が導入されていますが、そのうちの一つとして「事業戦略対応まとめ審査」という制度があります。

そこで、本稿では、日本の特許庁における審査制度の概要に触れつつ、この「事業戦略対応まとめ審査」についてポイントを解説します。

Q1 そもそも日本の知的財産ではどのような審査制度が採用されていますか？

A1 日本の特許、意匠及び商標に共通する重要な点として、いずれも実体的要件の審査を行う審査主義を採用しているという点が挙げられます。これは、特許出願を例にすると、出願後に単に出願書類が特許法等で定める手続きや形式に沿っているか否かを審査する手続き的又は形式的要件の審査だけでなく、出願された発明が新規性や進歩性などの実体的要件を満たすか否かを特許庁の審査官が審査することを意味しています。

このような審査主義を採用するメリットとしては、特許権が付与されたのちに新規性や進歩性の要件に違反するとして無効になる可能性が低く、より安定した権利であるということが挙げられます。そのため、日本だけではなく、米国、欧州、中国及び韓国などの主要国・地域では、同様に審査主義が採用されています（ただし、一部の国・地域は意匠や商標は無審査主義を採用するケースもあります。）。

しかし、その反面、審査主義を採用するデメリットとしては、やはり実体的要件の審査には相当の期間を要し、権利が付与されるまでに時間がかかることが挙げられます。

Q2 通常の審査の場合、審査にどの程度の時間を要するのでしょうか？